

## 甲府市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊から生命を守るため、耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 既存木造住宅

次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 昭和56年5月31日以前に着工され、木造在来工法（軸組工法・伝統工法）で建築された住宅
- イ 2階建て以下の住宅
- ウ 専用住宅又は併用住宅で住宅部分の面積が過半の住宅
- エ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅（借家を除く。）

#### (2) 耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 甲府市木造住宅耐震診断事業による耐震診断
- イ (財)日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」により建築士が行った一般診断若しくは精密診断、又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」により建築士が行った精密診断

#### (3) 総合評点

第2号の耐震診断による総合評点

#### (4) 耐震シェルター

山梨県の木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金交付要綱第4条に定める事業に該当するものをいう。

### (補助金の対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 既存木造住宅を所有する者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。

### (補助金の対象住宅)

第4 補助金の対象となる住宅は、耐震診断の結果が総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅で、甲府市木造住宅耐震化支援事業の補助を受けていない住宅とする。

### (補助金の対象経費)

第5 補助金の対象となる経費は、耐震シェルターの設置に係る1棟当たりについて

て、既存木造住宅の所有者が行う耐震シェルターの設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第6 耐震シェルターの設置に対する補助金の額は、対象経費の3分の2以内とし、24万円を限度とする。

2 第1項で定める補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第7 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書(第1号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の際、申請者に別に定める必要な条件を付することができる。

(計画の変更等)

第8 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書(第3号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所又は施工方法の変更

(2) 対象経費の変更

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、耐震シェルター等設置事業計画変更承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書(第5号様式)を市長に提出し、その指導を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受領したときは、その内容を確認し、指導通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9 申請者が、設置事業の中止又は廃止をしようとするときは、耐震シェルター設置事業計画廃止(中止)届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(着工の届出)

第10 申請者は、設置事業に着手したときは、耐震者シェルター設置事業着工届(第8号様式)に着工の状態が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第11 申請者は、設置事業が完了したときは、耐震シェルター設置事業実績報告書

(第9号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。  
2 前項の書類は、補助事業が完了したときから起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12 市長は、第11第2項の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13 申請者は、第12の確定通知を受けた日から起算して10日以内に耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第14 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15 市長は、第14の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第16 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(実施細則)

第17 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。